

学校法人瓜生山学園 公益通報者の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。）の趣旨に基づき、学校法人瓜生山学園（以下「本法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報の対応その他必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 2 公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他不正の目的ではなく、本法人の業務に従事する場合における役員もしくは職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本法人、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条において同じ。）もしくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生もしくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、本法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）に通報することをいう。
 - 3 公益通報者 公益通報を行った者をいう。
 - 4 通報対象事実 法令、本法人の規定等に違反し、又は違反するおそれのある行為（学校法人瓜生山学園セクシュアルハラスメント等の防止規程に関する苦情を除く。）の事実をいう。
 - 5 部局 本法人が管轄する部門の事務局、付属施設、学部、研究科、学科、産学公連携本部、研究センター、附属教育機関をいう。

(通報等を行うことができる者)

第3条 この規程において通報等を行うことができる者は、本法人の役員及び職員（派遣契約その他契約に基づき本法人の業務に従事する者を含む。以下「役職員」という。）とする。

(統括)

第4条 本法人における公益通報等の処理は、コンプライアンス統括責任者（コンプライアンス統括責任者は、「学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程」に別途定める。以下「統括責任者」という。）が統括する。

(通報窓口)

- 第5条 本法人における公益通報に関する相談に対応するため、法人課（以下「法人内窓口」という。）及び法人外法律事務所（以下「法人外窓口」という。）に、通報窓口を置く。
- 2 通報窓口を担当者を置き、法人課課長又は前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。

(通報等の受付方法)

- 第6条 役職員は、通報窓口に対し、原則として、自らの氏名、連絡先及び通報対象事実を明らかにし、所定の通報・相談書を電子メール、ファクシミリ又は郵送により通報等を行うことができる。ただし匿名により通報等が行われた場合は、通報窓口は当該通報等を信ずるに足る相当の理由、証拠等があるときに限り、これを受け付けることができる。
- 2 法人外窓口への通報等において、通報者は、通報等を行った後の手続きにおける氏名の

秘匿を希望することができる。

- 3 通報窓口は、公益通報を受け付けたときは、直ちに統括責任者にその内容を報告するとともに、速やかに受け付けた旨を当該公益通報者に通知する。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、この通知は行わないものとする。
- 4 通報窓口の担当者以外の本法人の役職員が、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡する、又は当該公益通報者に対し通報窓口に公益通報するように助言しなければならない。

(通報に対する措置の検討)

第7条 統括責任者は前条第3項に規定する公益通報の報告を受けたときは、直ちに当該公益通報に係る事実関係について調査を実施するか否かの検討を行うものとする。

- 2 統括責任者は、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等前項の検討の結果を当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、統括責任者は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、この通知は行わないものとする。
- 3 統括責任者は、前項に規定する調査を、学園事務組織の役職員に行わせるものとする。

(調査の実施)

第8条 調査は、調査の対象部局に対して関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査をするために必要な事項を実施することにより、行うものとする。

- 2 調査は、事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。

(部局の協力義務)

第9条 調査の対象部局は、円滑に調査が実施できるよう、当該調査を行う者に対し、積極的に協力しなければならない。

- 2 部局は、前条第1項の規定により調査の実施上必要な事項を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(調査結果の通知)

第10条 統括責任者は、事実関係の調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、この通知は行わないものとする。

(是正措置等)

第11条 統括責任者は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、常任理事会の議を経て、部局の長に対し、是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じることを命じなければならない。

- 2 部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を統括責任者に報告するものとする。
- 3 統括責任者は、第1項の措置を講じたときは、当該公益通報者に対し、前条の通知に併せて是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、当該公益通報者に対する通知は行わないものとする。

(被通報者への配慮)

第12条 統括責任者は、第9条又は前条第3項の規定による公益通報者への通知、又は関係行政機関への通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者（不正を行った、行っている又は行おうとしているとして通報された者をいう。）、当該事実関係の調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 通報にかかわった者は、公益通報の内容、事実関係の調査から得られた個人情報等の秘密を漏らしてはならない。

(解雇の禁止)

第14条 通報等を行ったこと、公益通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由として、当該通報等に関係した者（以下「通報者等」という。）について解雇（派遣契約その他契約に基づき本法人の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）を行ってはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 本法人の役職員は、公益通報等をしたことを理由として、通報者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第16条 本法人の学生、その他役職員以外の者からの通報等に対しては、この規程を準用する。

(事務)

第17条 公益通報者の保護等に関する事務は、関係部局の協力を得て、法人課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、通報等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。